

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月19日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第24号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(京都市出町駐車場に駐車させるものを除く。)」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第6条第2項に規定する前払式駐車券に係る条例第4条第2項に規定する料金の額は、2,700円とする。

第4条第2項中「回数券」の右に「又は前払式駐車券」を加える。

第6条の見出し中「回数券」の右に「及び前払式駐車券」を加え、同条第1項中「基づき、」の右に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 京都市出町駐車場に駐車させる自転車

(2) 京都市出町駐車場及び京都市山科駅自転車等駐車場以外の駐車場に駐車させる自転車等

第6条第3項中「(京都市出町駐車場に駐車させるものを除く。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、条例第4条第1項の規定に基づき、京都市山科駅自転車等駐車場に駐車させる自転車等に係る前払式駐車券を発行する。

第6条に次の1項を加える。

5 自転車等に係る前払式駐車券の券面額は、3,000円とし、当該前払式駐車券は、3,000円分の自転車等の駐車に使用することができる。

別表第1京都市出町駐車場、京都市桂駅東口自転車駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場以外の駐車場の項を削り、同表京都市桂駅東口自転車駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場の項を次のように改める。

京都市桂駅東口自転車駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
その他の駐車場	午前5時から翌日の午前0時30分まで

別表第2京都市出町駐車場、京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市山科駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場以外の駐車場の項を削り、同表京都市出町駐車場の項中

「

150

」を「

150 ^円

」に改め、同

表京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市山科駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場の項を次のように改める。

京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市山科駅自転車等駐車場、京都市御陵駅北自転車等駐車場、京都市小野駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場	自転車	1日1回	150
	原動機付自転車		250
その他の駐車場	自転車	1日1回	150

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(建設局道路部放置車両対策課)